

平成13年10月31日

レセプト電算処理システム（調剤システム）の実施について

1 趣旨

レセプト電算処理システムの調剤システム（保険薬局）については、東京都内の先行モデル薬局等の協力により確認試験を行っているところであるが、試験結果が良好であることから本稼働を開始する。

2 実施内容

- (1) 先行モデル薬局は、本年12月請求分から磁気媒体（フレキシブルディスク又は光ディスク）による請求を行う予定（10薬局程度）。
- (2) その他の保険薬局についても、審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金等）へ届け出ることにより参加が可能（別紙）。
- (3) 調剤システム用のマスター（コード）については、厚生労働省ホームページでも提供。

<参考>

平成13年10月1日付の省令改正（12月1日施行）により、レセプト電算処理に係る個別指定制度が廃止され、レセプト電算処理システムへ参加を希望する保険医療機関又は保険薬局は、プログラム等の所定事項を審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金等）へ届け出ることによりレセプト電算処理システムへの参加が可能となっている。

3 実施時期

通知により平成13年12月請求分（11月調剤分）から実施予定。

<関連通知>

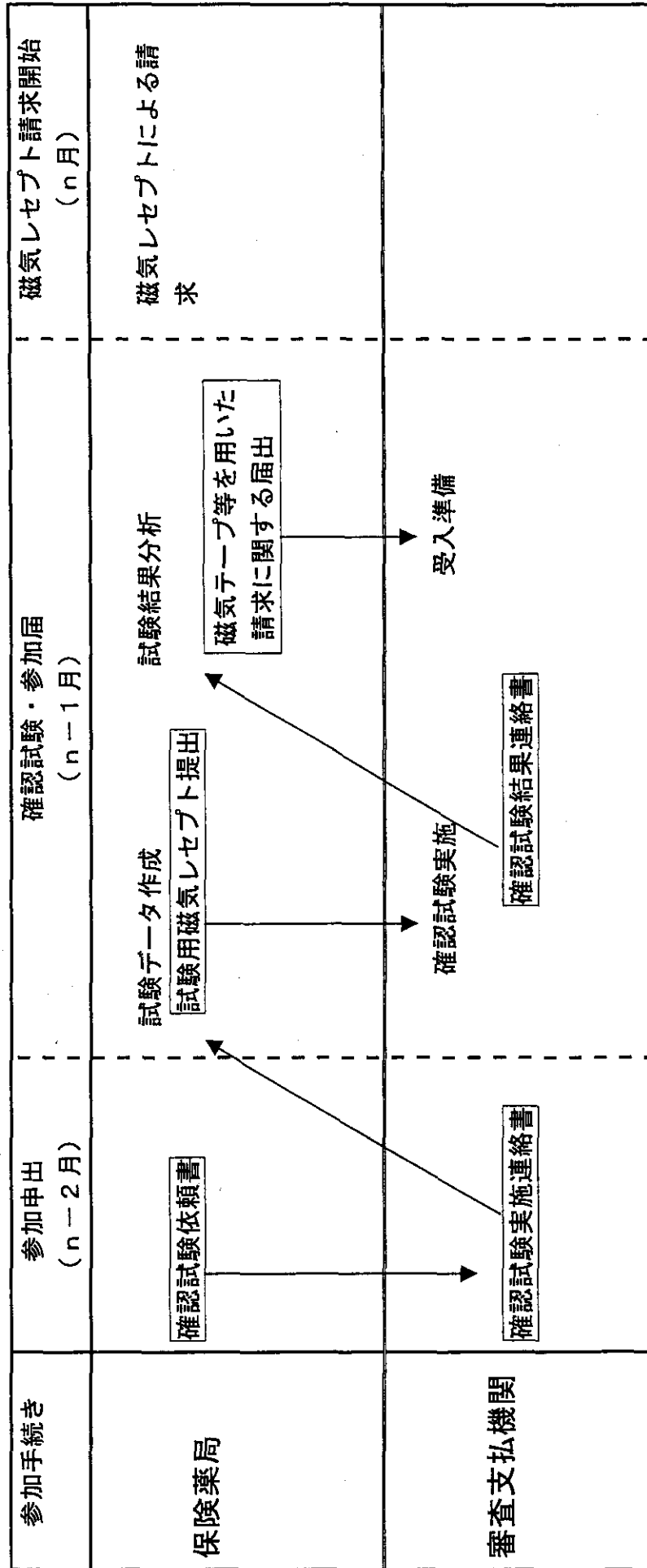
（保険局医療課長通知）

磁気テープ等を用いた請求に関して厚生労働大臣が定める規格及び方式の一部改正について

（保険局保険課長・国保課長通知）

保険薬局に係る磁気テープ等を用いた費用の請求に関する取扱いについて

「レセプト電算処理システム（調剤システム）」の参加手続き（概要）



（保険薬局が行う参加手続き）

- ① 審査支払機関へ参加申出を行うとともに「確認試験依頼書」を提出する。
- ② 審査支払機関から送付される「確認試験実施連絡書」に基づき、確認試験用の磁気レセプトを提出する。
- ③ 審査支払機関から送付される「確認試験結果連絡書」等を基に試験結果の分析を行い、その結果が良ければ「磁気テープ等を用いた請求に関する届出」を審査支払機関へ提出する。